

声 明

名古屋高等裁判所は、6月30日、クルド人M氏に対する難民の認定をしない処分及び退去強制令書を取り消す旨の1審判決を維持し、法務大臣ほかの控訴を棄却する判決を下し、判決の中で、M氏について難民と認めた。

同氏は、2004年7月法務省入国管理局が行った「トルコ出張調査」による個人情報漏洩の犠牲者のひとりでもある。

今回の判決を歓迎し、法務大臣に対し、M氏への難民認定、在留許可を要請する。

またあらためて、「トルコ出張調査」に抗議し、M氏を含む、「トルコ出張調査犠牲者」への在留許可を要求する。

今回の判決は、高裁段階では、トルコ国籍クルド人難民の初めての勝訴判決である。

また、客観的な資料を重視して、出身国の情勢を詳細に認定した、水準の高い1審判決を維持したものであり、高く評価できる。

また、2004年7月法務省入国管理局職員が、トルコ国籍クルド人について、難民認定申請者の個別情報をトルコ共和国治安機関に漏洩し、同治安機関と協力して調査をしたこと、同職員らがトルコ共和国警察官ないし軍人とともにトルコ国籍クルド人難民申請者の家族らを訪れるなどした暴挙を行った。M氏は、昨年7月に法務省入国管理局職員がトルコに赴いた際に調査対象とされたクルド人のうち1人でもある。

今回の判決は、法務省入管が、難民申請者に対し、聴取事項について秘密は保護される旨伝え、あらゆる事実を秘匿することなく、供述するよう促していることからして、

① 申請者の難民行政に対する信頼を根本的に失わせる、

② 申請者の生命、身体の自由に対する危険を増大させ、また、新たに危険を生じさせる可能性がある、

ことを理由に、EU理事会の基準案、UNHCRの秘密保護保持原則の参照を指摘し、「難民認定手続に関与する入国管理局職員の行為として著しく不当で許されないものではないかとの疑いがある。」と、厳しく指摘する。

このようにして迫害のおそれを増大させたことに対し、法務省入国管理局は、その責任で保護をするべきである。

法務省入管は、客観的なならざる根拠に基づき、多くのトルコ国籍クルド人難民の認定申請を拒み続け、あまつさえ、「トルコ現地調査」についてすらいまだに誤りを認めようとしない。

当弁護団は、今回の判決を尊重し、M氏に対する難民認定および在留許可をなすことを求めると共に、あらためて2004年7月の現地調査について再度法務省に強く抗議をし、犠牲者に対する在留許可と、再発防止のため、今後難民申請者の秘密を守り、難民認定に携わる公務員はトルコ共和国当局と協力関係に身を置くことがないように要求する。

2006年6月30日

クルド難民弁護団 団長 弁護士 伊藤 和夫

(連絡先事務局 弁護士大橋 毅

TEL.03-5951-6077 FAX03-5951-6944

E-mail :to21709@proof.ocn.ne.jp)

(本件の担当弁護士 名嶋聡郎法律事務所

弁護士 名嶋 聡郎

TEL. 052-222-1262 FAX. 052-222-1263

E-mail: najimalo@io.ocn.ne.jp)